

市営分銅町・末広町住宅整備事業 実施方針 新旧対照表

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	修正前（平成30年4月3日公表）	修正後（平成30年5月2日公表）
1	1	第1	1	(3)				公共施設の管理者	西宮市長職務代理者 西宮市副市長 松永 博	西宮市長 石井 登志郎
2	8	第2	3	(4)				個別対話の実施	第二次審査に先立ち、入札参加申込書を提出した者のうち、入札参加資格確認通知を受け取った者を対象に、本事業の目的や求める要求水準への理解を深めること、事業提案に関する事前確認等を目的として個別対話※を実施する。個別対話への参加は必須とし、第二次審査で提案予定の項目についての概略・図面・パース等の提出を受け、提案内容に関する質疑応答を行い、要求水準に適合するか及び要求水準の趣旨に沿っているかを確認する。なお、	第二次審査に先立ち、入札参加申込書を提出した者のうち、入札参加資格確認通知を受け取った者を対象に、本事業の目的や求める要求水準への理解を深めること、事業提案に関する事前確認等を目的として個別対話※を実施する。個別対話への参加は必須とし、第二次審査で提案予定の項目についての概略・図面・パース・その他の資料等のうち、個別対話時点で提出可能な範囲（簡条書きでも可）や市に確認したい事項の提出を受け、提案内容に関する質疑応答を行い、要求水準に適合するか及び要求水準の趣旨に沿っているかを確認する。なお、個別対話の提出物については、審査の対象としない。
3	13	第2	4-2	(2)	ア			設計企業	設計企業は、次の要件をすべて満たしていることとする。なお、複数の者が業務を分担する場合は、すべての者が当該要件をすべて満たしていること。	設計企業は、次の要件をすべて満たしていることとする。なお、複数の者が業務を分担する場合は、すべての者が当該要件をすべて満たしていること。また、 <u>単独の設計企業同士による業務実施に比べて効果的に業務を実施できる場合には設計共同体（以下、「設計IV」という。）の組成を可能とし、設計代表者とすべての設計構成員が当該要件をすべて満たしていること。</u>
4	14	第2	4-2	(2)	ア	(ウ)		代表企業及び構成企業の個別参加資格要件	5階建て以上のRC造等の共同住宅（ワンルームマンションを除く。以下同じ。）で、かつ延床面積2,000㎡以上又は30戸以上の新築工事（以下、「参加資格要件工事」という。）の設計の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去10年間に竣工したものに限る。（同日において工事中であるものを含む。以下同じ。）	5階建て以上のRC造等の共同住宅（ワンルームマンションを除く。以下同じ。）で、かつ延床面積2,000㎡以上又は30戸以上の新築工事（以下、「参加資格要件工事」という。）の <u>基本設計及び実施設計の実績を有していること。なお、複数の者が業務を分担する場合、又は設計IVを組成する場合は、主たる設計業務を行う者（設計IVの場合は設計代表者）が基本設計及び実施設計の実績を有していることとし、他の者はいずれかの実績を有していること。ただし、基本設計及び実施設計のいずれかのみの実績を有する者は、実績の範囲内でのみ業務を分担することができる。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去10年間に竣工したものに限る。（同日において工事中であるものを含む。以下同じ。）</u>
5	28	第4	1					立地条件	接道 分銅町住宅:4.37m、5.17m 分銅町住宅:4.41m、4.55m	—
6	29	第4	3	(2)				附帯施設等	(2) 附帯施設	(2) 附帯施設等